

川崎市教育委員会規則第 5 号

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則

川崎市市民館使用規則（昭和４７年川崎市教育委員会規則第２９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市市民館条例施行規則

第１条中「第２１条の規定に基づき、川崎市市民館（以下「市民館」という。）の管理及び運営について」を「の実施のため」に改める。

第２条を次のように改める。

（公告）

第２条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、条例第４条の２第１項の規定により川崎市市民館（以下「市民館」という。）の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。

- （１）管理を行わせる施設の名称及び所在地
- （２）条例第４条の２第１項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う管理の基準及び業務の範囲
- （３）指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- （４）条例第４条の２第２項の規定による事業計画書その他委員会が必要と認める書類の提出（以下「事業計画書等の提出」という。）の方法
- （５）前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

第１２条を削る。

第１１条の見出しを「（利用中止届）」に改め、同条中「市民館の施設及び設備の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「第７条の利用許可を受けた者」に、「その使用を中止しようとする」を「施設等の利用を中止する」に、「使用中止届出書を委員会に提出しなければ」を「利用中止届出書

により委員会に届け出なければ」に、「施設及び設備の使用申請」を「同条の利用許可の申請」に、「、使用許可」を「、利用許可」に改め、同条を第12条とする。

第10条の見出しを「（施設等の模様替え等）」に改め、同条第1項中「市民館に特別の設備又は装飾をしよう」を「条例第10条ただし書の規定により施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設しよう」に、「を委員会に提出し」を「により委員会に申請し」に改め、同条第2項中「前項の申請書は、施設設備使用許可申請書と同時に提出しなければ」を「前項の規定による申請は、第7条の規定による申請と同時に行わなければ」に改め、同項ただし書中「使用許可の」を「同条の規定による」に改め、同条第3項中「使用者は、第1項の申請の許可を受けて特別の設備又は装飾をした」を「第1項の許可を受けた者が施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設した」に、「使用後」を「利用後」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「を委員会に提出しなければ」を「により委員会に申請しなければ」に改め、同条を第10条とする。

第6条、第7条及び第8条を削る。

第5条の見出し中「使用許可書」を「利用許可書」に改め、同条中「市民館の施設及び設備の使用を許可した」を「第7条の利用許可をした」に、「施設設備使用許可書」を「施設設備利用許可書」に改め、同条を第9条とする。

第4条の見出し中「使用申請」を「利用許可の申請」に改め、同条第1項中「使用申請」を「利用許可の申請」に改め、同項の表中「使用日」を「利用日」に、「使用開始日」を「利用開始日」に、「使用可能な」を「利用可能な」に改め、同条第2項中「に規定するその他の施設」を削り、「の使用」を「の利用」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第8条とする。

第3条見出しを「（利用許可の申請）」に改め、同条中「施設及び設備」の

次に「（以下「施設等」という。）」を加え、「の使用許可」を「の利用許可」に、「とき」を「者」に、「施設設備使用許可申請書を」を「施設設備利用許可申請書により」に改め、「委員会」の次に「（指定管理者が管理を行う市民館にあっては指定管理者。以下同じ。）」を加え、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条を第7条とする。

第2条の次に次の4条を加える。

（事業計画書等の提出）

第3条 事業計画書等の提出は、委員会が定める期間内にしなければならない。

2 条例第4条の2第2項に規定する事業計画書その他委員会が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

（1）指定予定期間に属する各年度の市民館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

（2）定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

（3）事業計画書等の提出をする日（以下「提出日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録とする。

（4）提出日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書

（5）役員の名簿及び履歴書

（6）組織及び運営に関する事項を記載した書類

（7）現に行っている業務の概要を記載した書類

（8）前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

（指定管理予定者）

第4条 委員会は、事業計画書等の提出をした法人等が2以上あるときは、条例第4条の2第1項各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たし、かつ、条例第3条各号に掲げる事業を行う上で最も適切と認める法人等を指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 委員会は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 委員会は、前条第1項に規定する委員会が定める期間内に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

（通知）

第5条 委員会は、条例第4条の2第1項の指定をしたときは、指定された法人等に対し、指定管理者指定書（別記様式）により通知する。

（協定）

第6条 指定管理者は、委員会と市民館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）事業計画に関する事項

（2）利用許可に関する事項

（3）利用に係る料金に関する事項

（4）管理に要する費用に関する事項

（5）管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

（6）管理の業務の報告に関する事項

（7）指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

（8）川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）に規定する作業報酬に関する事項

(9) その他委員会が必要と認める事項

第13条を削る。

第14条の見出し中「使用回数」を「利用回数」に改め、同条中「の使用」を「の利用」に、「同一使用者」を「同一利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「使用者（本条中第2号以下において、使用目的に応じて入館した者を含む。）」を「利用者及び入館者」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「使用しない」を「利用しない」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「使用者」を「利用者」に改め、「市民館の」を削り、「の使用」を「の利用」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「使用者」を「利用者」に、「市民館の施設及び設備を損傷又は滅失した」を「施設等を損傷し、又は滅失した」に改め、同条を第17条とする。

第19条の見出し中「使用後」を「利用後」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「市民館の施設及び設備の使用」を「施設等の利用」に改め、同条を第18条とする。

第20条を削る。

第21条中「施行について」を「実施に関し」に、「別に」を「教育長が」に改め、同条を第19条とする。

別表を削る。

附則の次に別記様式として次の1様式を加える。

別記様式

指定管理者指定書	
川崎市教育委員会指令 第 号	
住所	
名称	
代表者の氏名 様	
を の指定管理者に指定	
しましたので、川崎市市民館条例施行規則第5条の規定により通知しま	
す。	
年 月 日	
川崎市教育委員会 印	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に効力を有する教育委員会に対して行われた申請その他の行為で、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の規則（以下「新規則」という。）の規定により当該行為に相当する行為が新規則第 2 条第 2 号に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して行われるべきものとなるものは、施行日以後においては、指定管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

（川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則の廃止）

- 3 川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則（令和 5 年川崎市教育委員会規則第 12 号）は、廃止する。